



文部科学省

専修学校設置基準の一部改正について

令和5年4月10日
※令和5年4月20日QA追加

文部科学省
総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室

本資料の作成の趣旨

- 令和5年2月28日付「専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（4文科教第1649号）により、専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行についてお知らせしておりましたが、当該通知を発出以後、複数の都道府県等より改正事項（特に基幹教員と情報関係学科における必要教員数の算定に関する特例）の運用についてお問い合わせがありましたので、説明資料及びQAを整理いたしました。
- 今後、都道府県からの問い合わせを踏まえ、QAを追加するなど、必要に応じて本資料を改定することも想定しております。

基幹教員の規定について

■改正前(専任の教員)

必要教員数のうち、半数以上は、専任の教員であることを求めており、一の専修学校に限り、専任の教員として算入することとされていた。

※改正前の専修学校設置基準においては、「専任の教員」の具体的な定義はないが、昭和51年施行通知において「専任の教員」は当該専修学校に本務として従事する者とされている。また二以上の専修学校の教員を兼ねている場合には、一の専修学校において専任の教員として算入するものとされていた。

■改正後(基幹教員)

必要教員数のうち、半数以上は、基幹教員であることを求める。

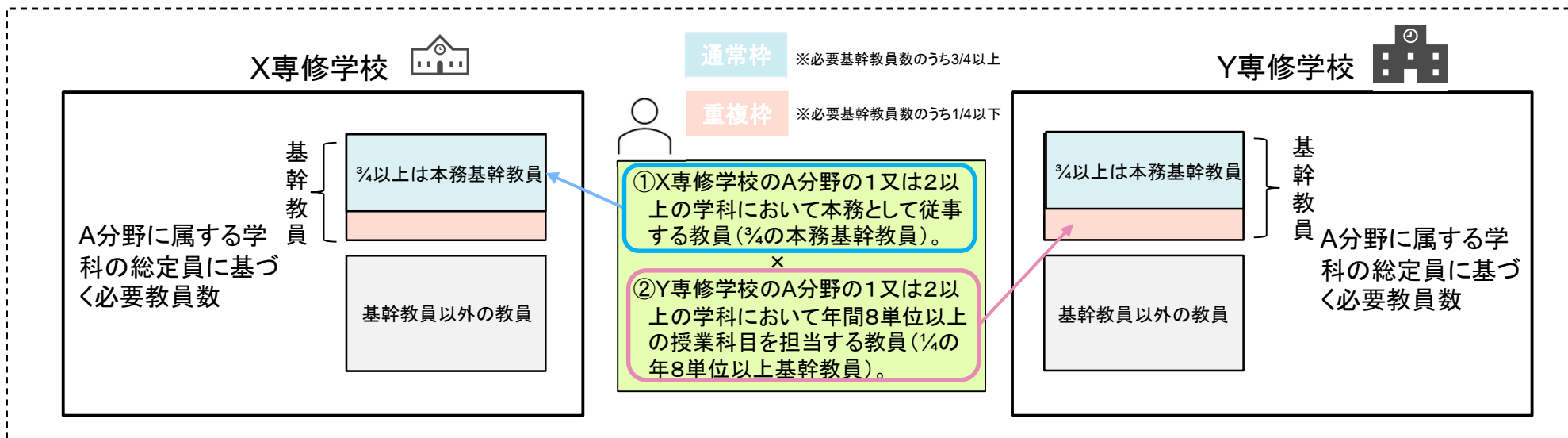
①「専任の教員」を「基幹教員」とし、その定義を以下とする。

- ・本務として当該専修学校における教育に従事する教員(以下「本務基幹教員」という。)
(※「専任の教員」と同一)
- 又は
- ・1の分野に属する1又は2以上の学科の教育課程に係る授業科目を年間8単位以上担当する教員(以下「年8単位以上基幹教員」という。)

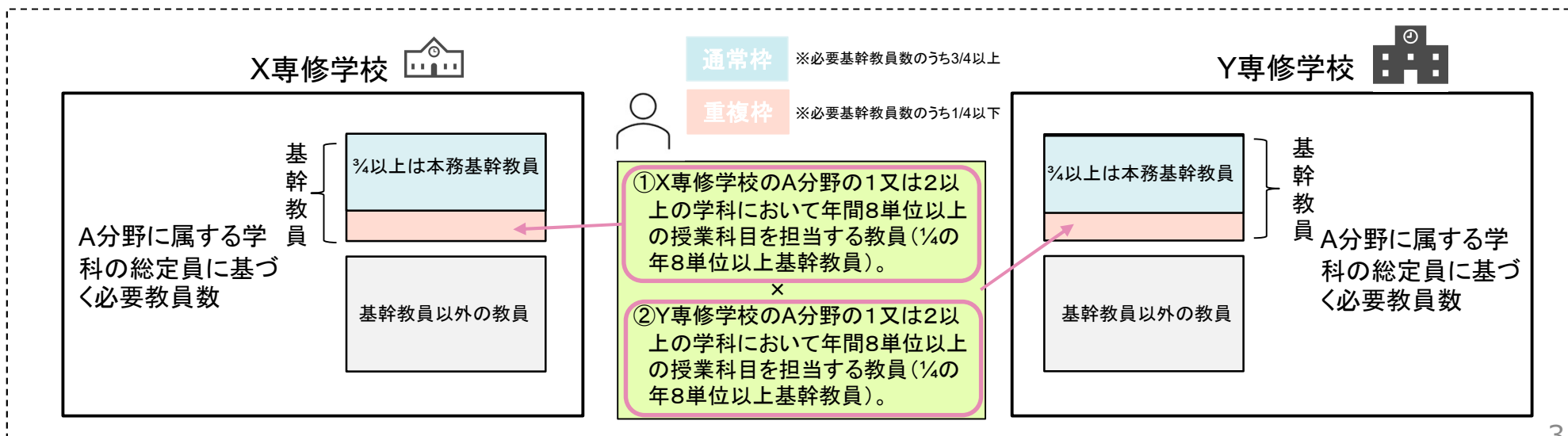
②原則として、他の専修学校において、既に本務基幹教員として算入されている教員を自校の基幹教員として算入する場合、年8単位以上基幹教員として、かつ、必要基幹教員数のうち1/4の範囲内でのみ可能である(他の専修学校において年8単位以上基幹教員である場合は、本務基幹教員・年8単位以上基幹教員のいずれでも算入することが可能)。

③同一の専修学校内で複数の分野の基幹教員として算入する場合には、いずれも年8単位以上基幹教員としてのみであり、それぞれの分野の必要基幹教員数のうち1/4の範囲内とする。

複数の専修学校で基幹教員となるケース①（本務基幹教員 × 年8単位以上基幹教員）



複数の専修学校で基幹教員となるケース②（年8単位以上基幹教員 × 年8単位以上基幹教員）

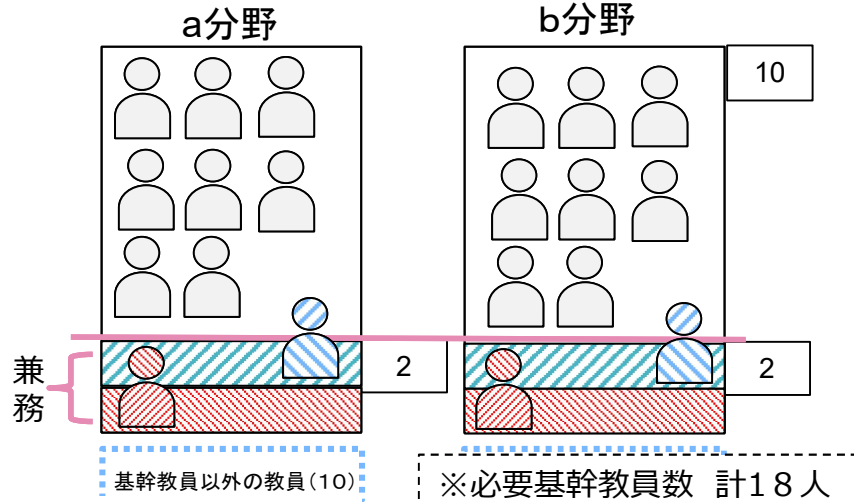


同一専修学校内で複数の分野で基幹教員になるケース

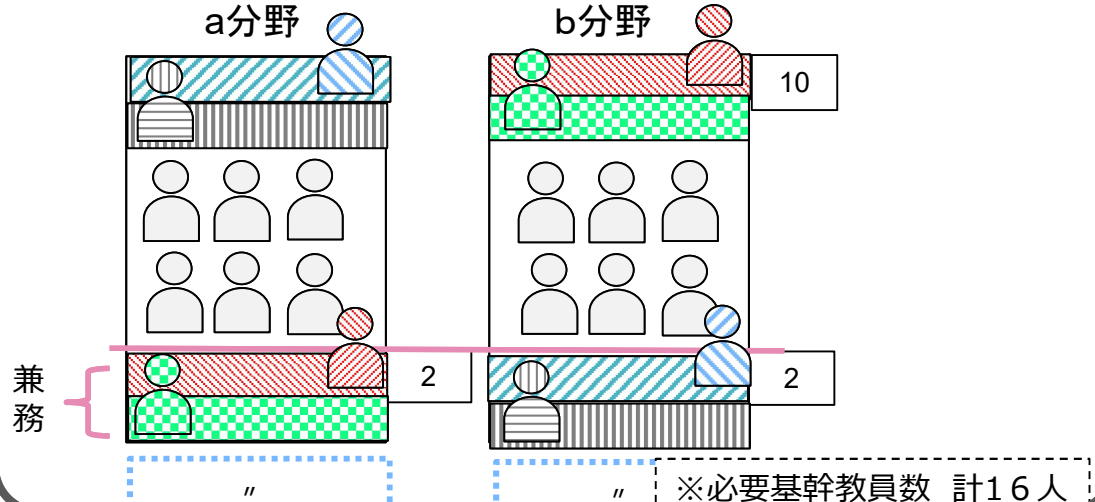
※専修学校教育の質の確保の観点から、学内で兼務する場合は、それぞれの分野の必要教員数のうち1/4の範囲内(重複枠)のみの算入とする。

2分野での兼任のケース ※各分野の必要教員数が20人である場合

○(重複枠のみ)

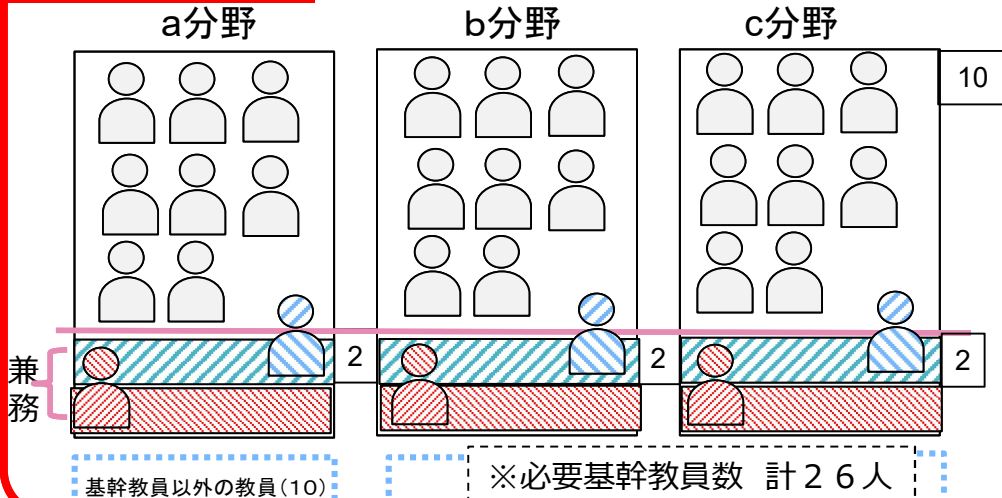


×(通常枠×重複枠)

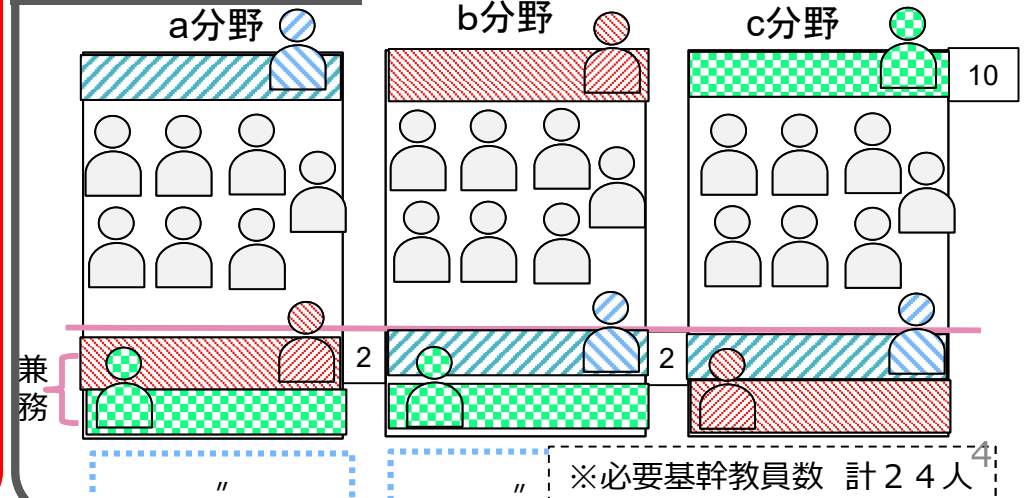


3分野での兼任のケース ※各分野の必要教員数が20人である場合

○(重複枠のみ)



×(通常枠×重複枠)



基幹教員に関する規定に係るQA①

Q1 今回の改正の趣旨はどのようなものか。

A 教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用や、複数大学等でのクロスアポイント等による人材確保を特に期待するものとして大学設置基準等が改正されたことを受け、専修学校設置基準の特性も踏まえて改正を行ったところです。

Q2 同一専修学校内でA分野の学科の教育課程に位置づけられ、B分野の学科にも共通して開講されている授業科目を年8単位以上担当する教員は、年8単位以上基幹教員として算入することはできるか。

A 複数の分野等で共通して開講されている授業科目であっても、これを履修した生徒に授与される単位が各分野の学科の教育課程に位置づけられている場合には、当該教員を年8単位以上基幹教員として算入することは可能です。

ただし、当該授業科目を担当する教員を年8単位以上基幹教員として算入できるのは、いずれか1つの分野に限られます。また、複数の分野等で共通して開講されている授業科目で、各分野等で授業科目の名称や位置づけが異なっていたとしても、同一の教員により同一の内容及び開講時間で実施される授業であれば、当該教員を年8単位以上基幹教員として算入できるのは、いずれか1つの分野に限られます。

【「専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和5年2月28日付け4文科教第1649号)中第2留意事項2.1(2)に記載】

基幹教員に関する規定に係るQA②

Q3 複数の専修学校において基幹教員となる場合に、専修学校間における従事比率に係る要件はありますか。

A 複数の専修学校において基幹教員となろうとする場合、従事比率に係る要件が別途設けられているわけではありませんので、基幹教員の要件を満たせば、基幹教員となることができます。

これに関連して、同一の者が基幹教員として従事できる専修学校の数に、一律の制限を設けてはいませんが、適切な教育活動が行われるよう、エフォートの配分を含む労務管理等には十分留意することが必要です。このため、当該教員の担当授業科目の状況に係る情報等は得ておくことが望ましいものと考えます。

【専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行について(通知)】(令和5年2月28日付け4文科教第1649号)中第2留意事項第2.2(3)に記載】

Q4 専修学校の一部の分野に限り、基幹教員の規定を適用することは可能でしょうか。

A 今回の改正において、改正の際現に設置されている専修学校に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることができることとしています。

ただし、令和7年度以降に行おうとする課程の新設や目的変更の認可申請、学科の設置に係る学則変更や分校の設置の届出をする場合には、学内における混乱を避けるため、専修学校全体で教員に関する規定を見直す必要があります。

Q5 既設の専修学校については、いずれのタイミングで基幹教員の規定を適用することになるのでしょうか。

A 改正の際現に設置されている専修学校に対する基幹教員の規定の適用については、従前の例によることができることとしており、このことに特に期限はありません。

基幹教員に関する規定に係るQA③

Q6 改正省令に基幹教員に関する規定の経過措置があるが、令和6年度に行おうとする設置の認可申請も新基準に基づき設置認可申請ができるか。

A 令和7年4月以降に行おうとする設置の認可申請に係る審査から適用されます。このため、令和6年度に行おうとする設置の認可申請は改正前の基準により設置認可が行われます。

なお、改正省令の附則第3条第2項のとおり、令和7年4月以降に行おうとする課程の設置、目的変更に係る申請及び学科の設置に係る学則変更、分校の設置の届出をする場合には、新基準に基づき行うものとしております。

Q7 基幹教員に係る規定の適用を受けない学則変更等を行う場合は、なお従前の例によることができるものと承知しているが、基幹教員と関係のない他の改正事項がある場合に、教員に関する規定を見直したほうがよいか。

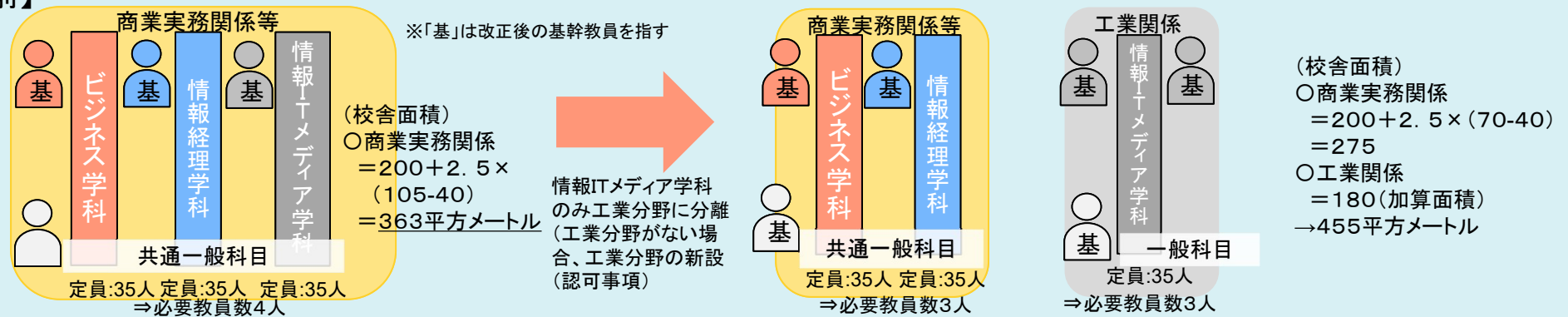
A 改正省令の附則に規定しているとおり、上記の場合はなお従前の例によることができ、「専任の教員」を「基幹教員」に改めることは求めておりません(特段の期限を設けておりません【再掲】Q6)。また、改正省令の基幹教員に関する規定を反映させるためだけに学則変更の届出をする必要はありません。しかし、他の改正等がある場合には、専修学校設置基準において基幹教員の規定が施行(令和5年4月1日)されていることを踏まえれば、改正することを積極的に検討いただきたいと思います。

専門学校におけるデジタル人材の育成の促進について

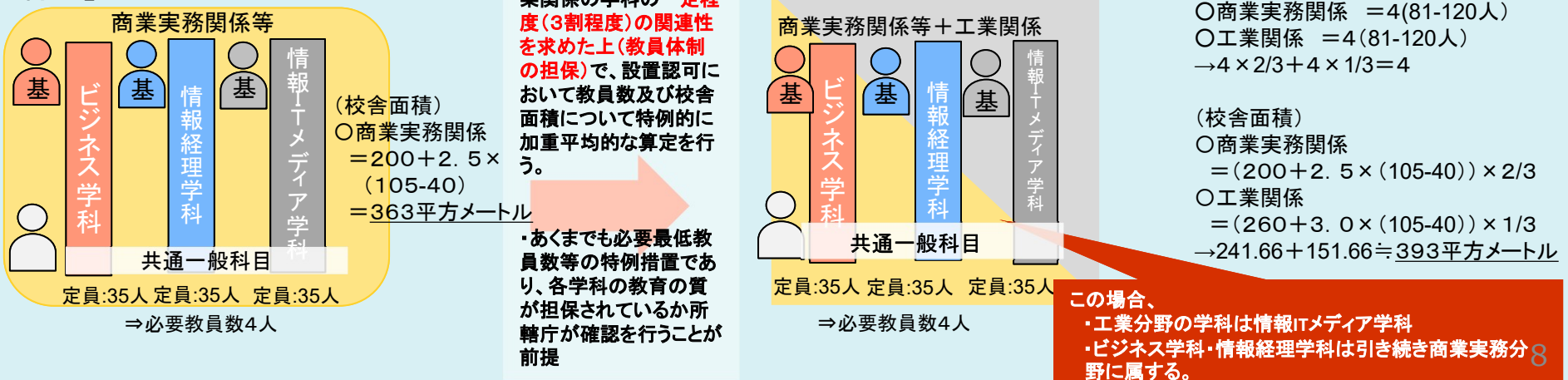
【特例制度について】

- デジタル人材の育成を行う場合に限り、一定の条件(他分野と工業分野の一定の関連性を求める)を満たした場合について、別表の備考に特例措置を規定(設置基準の別表1~4の運用の特例を認めるもの)し、複数分野を一まとめりとして必要教員数及び校舎面積を加重平均で算定できるよう改める。
- 本特例は、設置しようとする情報関係学科と他分野学科の教育内容に一定程度の関連性がある場合は、教員数等に関し、柔軟な算定を行うことを可能とするものであり、具体的には分野の異なるそれぞれの学科の教育内容に概ね3割程度の関連性が求められる。
- 情報関係学科に配置される教員については、当該学科の教育に関する専門的な知識、技術、技能等を有することが必要。
- 本特例により設置された情報関係学科は工業関係分野に属するものとする。
- 本特例の算定を行うことができるものは、1の情報関係学科(既存の学科の分野を変更して新設する場合を含む。以下同じ。)に限るものであり、複数の情報関係学科を新設する場合は、本特例によらずに分野を新設するものとする。また、本特例の算定を行うことができるのは、新設しようとする情報関係学科の生徒定員が原則40人未満のものに限り、40人以上の情報関係学科を新設する場合は、本特例によらずに分野を新設するものとする。

【改正前】



【算定の特例】



デジタル特例に関する規定に係るQA①

Q1 本特例は、どのような考えのもと、可能とするのか。

A 他分野学科の教育課程と情報関係学科の教育課程に3割程度の関連性があれば、共通の授業科目が開設されたり、共通の授業科目以外の授業科目であっても他分野学科に属する教員が担当できる授業科目があったりすることなどが想定されるため、本特例を可能とすることとしました。

Q2 設置しようとする情報関係学科と他分野学科の教育内容の関連性について、必ず必修科目ベースでの確認が必要か。

A 必修科目であることが必須ではなく、選択科目を含んだ教育課程全体で確認することを想定しております。また、情報関係学科と他分野学科に共通する授業科目が3割未満であっても、他分野学科と関連のある授業科目(※)が情報関係学科に3割程度開講されていることが確認できる場合は、本特例の対象となり得るものと考えます。

(※)他分野学科に属する教員が担当することが想定される授業科目

Q3 本特例を活用しようとする他分野に学科が複数ある場合、いずれか一の他分野学科と情報関係学科の関連性を確認し、3割程度以上の関連性を求められるのか。

A 本特例は、課程ごと、分野ごとに必要な教員を求める専修学校設置基準の特性を踏まえたものであり、他分野に複数の学科が設置されている場合は、複数の学科の教育内容をあわせて、設置しようとする情報関係学科との関連性が3割程度以上ある場合も、本特例の対象となるものと考えます。

(例) a学科(商業分野)、b学科(商業分野)、情報関係学科の場合における関連性の確認方法

→ ①「a学科と情報関係学科」、②「b学科と情報関係学科」、③「a学科+b学科と情報関係学科」のいずれでも可

デジタル特例に関する規定に係るQA②【追加】

Q4 本特例により情報関係学科を設置することは認可事項だが、既存の学科の分野を変更して設置する場合、その認可の手続きをどのように行うことが考えられるか。

A 設置の認可の事務手続きをどのように行うかについては、各都道府県等の判断によるものですが、本特例により既存の学科の分野を変更して設置する場合には、多くのケースでは、①教育課程の変更の度合いが限定的であり、かつ、②担当する教員の変更がないことが想定されることから、手続きを可能な限り簡素にすることも考えられます。例えば当該特例制度について、あらかじめ私立学校審議会に報告をし、かつ、当該認可事項の取扱いについて私立学校審議会より了承を得ることなどにより、当該認可に係る意見の聴取については持ち回り開催とすることなどが考えられます(※)。

なお、本特例を活用する場合であっても、既存の学科の分野の変更ではなく新たな学科を新設する場合には、通常の手続きによることが適当であると考えます。

(※)複数学科であることや1学科の定員が40人以上であることなどにより本特例の適用の対象外となるものであったとしても、既存の学科の分野を変更して工業関係分野として設置する場合であって、①②を満たす場合に関しては、同様の取扱いとすることも考えられます。

Q5 情報関係学科と位置付けることが不適当なものはどのような内容のものか。

A 例えば、ワード、エクセルやパワーポイント等のビジネス系ソフトの基本操作のみを教育課程で取り扱うなど、事務職や営業職を養成するような学科は情報関係学科とはならないものと考えます。情報関係学科にふさわしいものとしては、多様な業種、職種においてデジタル人材として活躍・採用されるための教育課程が編成されている学科であることが想定され、例えば、情報処理学科、CGデザイン学科、WEBデザイン学科、データサイエンス学科、ゲームデザイン学科などが考えられます。また、これらの学科の教育課程に、

- ・Java、C言語、PythonやPHP等によるプログラミングを行うもの(ノーコードやローコードにより、アプリケーション開発やWEB開発等を行うものを含む)
- ・データ分析を行うためのスキルを涵養するもの

などが含まれることが想定されます。なお、これらの教育課程に、基礎的な教育内容であるアルゴリズムの考え方を涵養する授業科目が含まれていることや、卒業にあたって基本情報技術者試験の取得を目指すことなど、教育課程が体系的に編成されていることもデジタル人材を養成するにあたって有効であるものと考えます。10

デジタル特例に関する規定に係るQA③【追加】

Q6 既に他分野に設置されている学科が、本特例により情報関係学科として工業関係分野に変更される場合、各種認定制度(専門士・高度専門士、大学院入学資格、職業実践専門課程等)について再度申請が必要となるか。

A 各種認定制度では、分野ごとに異なる基準を設けていないことから、分野を変更することのみによって、基準を満たさなくなることは想定されません。したがって、本特例により情報関係学科として工業関係分野に変更された場合、原則として認定は引き継がれるものとして取扱うので、再度の申請は不要です。ただし、「課程名」の変更(課程の分野の変更)が生じますので、各認定制度の所定の手続きに従い、名称変更の手続きを行ってください。

(例)「〇〇専門課程 □□学科」 → 「工業専門課程 □□学科」

Q7 既に他分野に設置されている学科が、本特例により情報関係学科として工業関係分野に設置される場合、在籍する生徒の取扱いはどのようにすることが考えられるか。

A 学科の属する分野の変更を周知するとともに、カリキュラムの変更にあたって、その連続性に関する配慮が十分に行われるなど、在籍する生徒に不利益が生じないことを前提に、学則等の変更により、学年進行によらず、生徒を新たな学科に在籍することとする取扱いができるものと考えます。